

## 持続化給付金など支援金等が入金されたときの会計ソフトへの入力について

新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた個人事業主に対して、国や各自治体から様々な支援策が講じられています。事業者向けの給付金等が入金された場合、記帳の際に事業収入として計上する必要があります。

会計ソフト『ブルーリターン A』をご利用の方は以下の操作方法に従い、記帳を行ってください。

- ・ 事業用の口座（普段記帳を行っている通帳）に入金があった場合  
帳簿入力（普通預金出納帳）より勘定科目を『雑収入』（科目コード：441）と入力
- ・ 生活用の口座（普段記帳を行っていない通帳）に入金があった場合  
メインメニューの仕訳帳入力より以下の画像のように仕訳をご入力ください。

年月日	伝票番号	金額 税区分	コード	借方科目 補助科目	摘要	コード	貸方科目 補助科目	金額 税区分	複合
20	1	1,000,000	191	事業主貸	持続化給付金	441	雑収入	1,000,000	
5 20									

※勘定科目：雑収入(科目コード:441)が使用できない場合は以下の操作を行ってください。

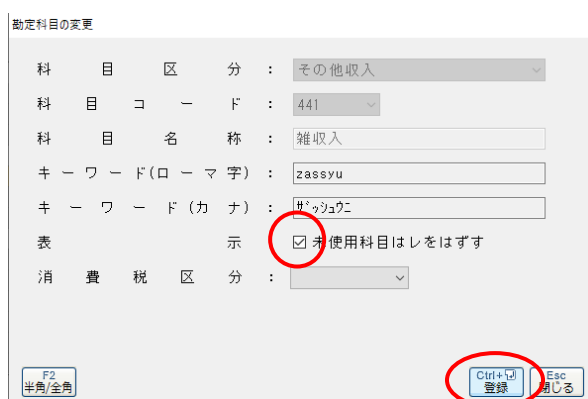
- ① メインメニューより初期設定を選択して、勘定科目設定をクリックする。



- ② ①の操作を行うと勘定科目の設定という画面が表示されるので、下の方にスクロールをして【雑収入】の行をクリックするとその行がオレンジ色に変わる。そのまま【変更】をクリックする。



- ③ ②の操作後に勘定科目の変更という画面が表示されるので、表示のチェックボックスにチェックを入れて登録をクリックする。以上で完了です。



※ 全世帯に給付されている一人 10 万円の特別定額給付金については事業収入とはなりません。事業用の口座に入金があった場合は勘定科目：事業主借(科目コード：280)で記帳を行ってください。

その他、会計ソフト『ブルーリターン A』の操作等でご不明な点がございましたら当会までお問い合わせください。